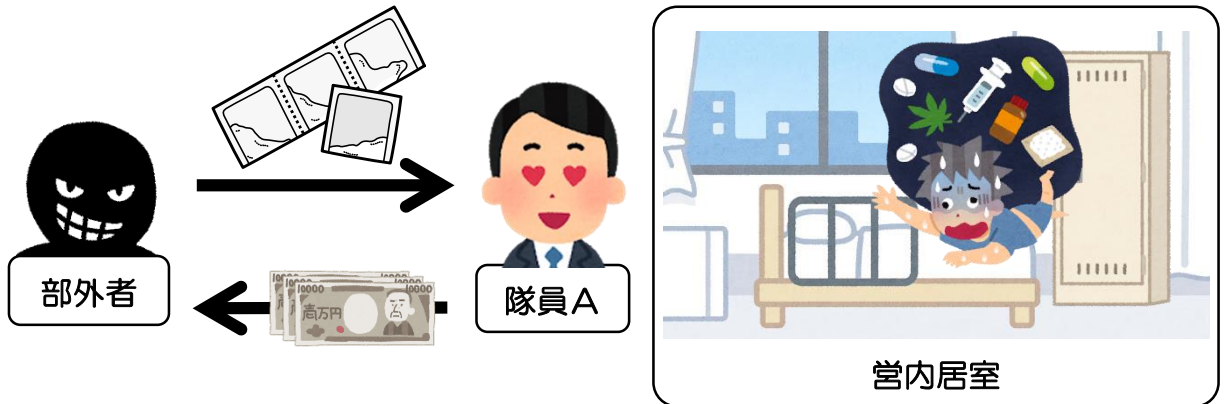


事例 1 : 部外者から覚醒剤を購入し駐屯地内外で使用

【概要】

隊員Aは、帰省先の都市部路上において部外者から覚醒剤を購入し、駐屯地外や駐屯地の営内居室において使用しました。

その後、覚醒剤取締法違反容疑で逮捕され、懲役1年6か月、執行猶予3年の有罪判決を受け、免職の懲戒処分となりました。



【問題となる事象及び該当法令等】

問題となる事象	該当法令等
部外者から覚醒剤 購入及び駐屯地内外に おける使用	覚醒剤取締法第41条の3第1項第1号 (罰則：使用の禁止)
	自衛隊法第58条 (品位を保つ義務) ⇒ 服務規律違反

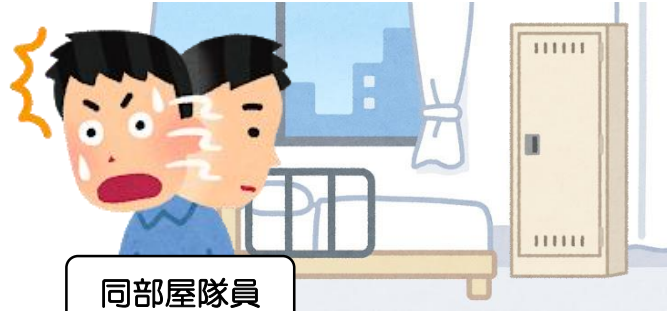
事例2：営内居室における大麻の所持

【概要】

隊員Aは、駐屯地の営内居室の同部屋隊員に葉のようなものを見せたことから、警務隊が調べたところ、部屋の中から大麻が見つかったため、大麻を所持していた疑いで逮捕され、免職の懲戒処分となりました。



隊員A



同部屋隊員

【問題となる事象及び該当法令等】

問題となる事象	該当法令等
大麻の所持	大麻取締法第24条の2 (罰則：大麻の所持、譲受け等)
	自衛隊法第58条 (品位を保つ義務) ⇒ 服務規律違反